

トライアル雇用助成金

障害者トライアルコース

障害者を原則3か月間試行雇用することで、適性や能力を見極め、継続雇用のきっかけとしていただくことを目的とした制度です。労働者の適性を確認した上で継続雇用へ移行することができ、障害者雇用への不安を解消することができます。

助成額

精神障害者以外

助成額	月額/4万円 (最大3か月)
トライアル期間	最長3か月間 (支給期間は最長3か月)

精神障害者

助成額	1～3か月	月額/8万円
	4～6か月	月額/4万円
トライアル期間	障害者短時間 トライアル雇用利用時 月額/最大4万円 最長12か月間	

テレワークで勤務する場合は最長6か月まで延長可能



対象者

次のいずれかの要件を満たし、障害者トライアル雇用を希望した方

- ① 紹介日時点で、就労経験のない職業に就くことを希望している
- ② 紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している
- ③ 紹介日の前日時点で、離職している期間が6か月を超えている

トライアル雇用の流れ

